## 新旧対照表

○神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成9年神奈川県規則第113号)

新

(特定有害物質)

定める地下浸透禁止物質は、第2条の2第1号 から第25号まで及び第27号に掲げる物質(第5 号に掲げる物質にあっては、六価クロム化合物 に限る。)とする。

(水質保全水域への排水の排出の禁止)

- る事業者は、次のとおりとする。
  - (1) 第2条の2第1号から第25号までに規定 する物質(第15号に掲げる物質にあっては、 シス体に限る。)を製造し、使用し、処理し 又は保管する作業に係る排水を生じる事業者 にあっては統計法第28条の規定に基づき、産 業に関する分類を定める件(平成25年総務省 告示第405号。以下「日本標準産業分類」とい う。)に定める分類のうち、次に掲げる分類 に係る業を営む者

ア〜シ (略)

(2) (略)

(略)

- 条例第30条第1項に規定する規則で定める排3 水指定物質は、次に掲げる排水指定物質とする。
  - (1) 前項第1号及び第2号に掲げる水域にあ っては、第2条の2第1号から第26号までに 掲げる物質(第15号に掲げる物質にあっては シス体に限り、第26号に掲げる物質にあって はし尿その他生活に起因する下水、家畜排せ つ物又は肥料の施用に係るものを除く。)

(2) (略)

(汚染された土地)

定める土地(以下「汚染された土地」という。) は、次に掲げるいずれかの調査の結果、特定有 害物質又はダイオキシン類による汚染状態が前 条に規定する基準に適合していないと認められ た土壌が存在する土地とする。

 $(1) \sim (3)$ (略)

(非常災害のために必要な応急措置として行った 土地の形質の変更の届出)

は、非常災害のために必要な応急措置として行 った土地の形質変更届出書(第27号様式)によ り行うものとする。

旧

(特定有害物質)

第2条の4 条例第2条第8号に規定する規則で|第2条の4 条例第2条第8号に規定する規則で定め る地下浸透禁止物質は、第2条の2第1号から第25 号まで及び第27号に掲げる物質(第5号に掲げる物 質にあっては六価クロム化合物に限り、第15号に掲 げる物質にあってはシス体に限る。)とする。

(水質保全水域への排水の排出の禁止)

- 第36条 条例第30条第1項に規定する規則で定め|第36条 条例第30条第1項に規定する規則で定める事 業者は、次のとおりとする。
  - (1) 第2条の2第1号から第25号までに規定する 物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する作 業に係る排水を生じる事業者にあっては統計法第 28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める 件(平成25年総務省告示第405号。以下「日本標準 産業分類」という。) に定める分類のうち、次に 掲げる分類に係る業を営む者

ア〜シ (略)

(2) (略)

(略)

- 条例第30条第1項に規定する規則で定める排水指 定物質は、次に掲げる排水指定物質とする。
  - (1) 前項第1号及び第2号に掲げる水域にあって は、第2条の2第1号から第26号までに掲げる物 質(第26号に掲げる物質にあっては、し尿その他 生活に起因する下水、家畜排せつ物又は肥料の施 用に係るものを除く。)

(2)(略)

(汚染された土地)

第48条の5 条例第58条第2項に規定する規則で|第48条の5 条例第58条第2項に規定する規則で定め る土地(以下「汚染された土地」という。)は、次 に掲げるいずれかの調査の結果、特定有害物質又は ダイオキシン類による汚染状態が条例第58条第2項 に規定する規則で定める基準に適合していないと認 められた土壌が存在する土地とする。

> $(1) \sim (3)$ (略)

(非常災害のために必要な応急措置として行った土地 の形質の変更の届出)

第55条の2 条例第60条第6項の規定による届出|第55条の2 条例第60条第6項の規定による届出は、 非常災害のために必要な応急措置として行った土地 の形質変更届出書(第26号様式の2)により行うも のとする。

新 旧

(周知計画の作成)

第55条の3 (略)

- 2 (略)
- 知計画書(第28号様式)により作成するものと する。
- 4 条例第60条の2第3項の規定による報告は、 周知計画完了報告書(第29号様式)により行う ものとする。

(土壌汚染による地下水への影響の調査)

## 第55条の4 (略)

2 条例第62条の2の規定による報告は、地下水 2 条例第62条の2の規定による報告は、地下水への への影響調査結果報告書(第30号様式)により 行うものとする。この場合において、当該報告 が条例第59条第3項本文又は条例第60条第2項 の規定による調査に伴って行われた地下水への 影響の調査の結果に係るものにあっては、特定 有害物質使用事業所(ダイオキシン類管理対象 事業所)廃止報告書又は土壌調査報告書に当該 地下水への影響の調査の結果を添付して行うこ とができる。

## 別表第12の2(第48条の4関係)

十壌の汚染状態の基準

土壌の汚染状態の基準は、次に定めるとおりと

質の量に関する基準

特定有害物質の種類	基準値
(略)	(略)
1, 2-ジクロロエチレン	(略)
(略)	(略)

備考 (略)

2 • 3 (略)

第18号様式の3(第40条の4関係)(付表1) (表) (略)

(周知計画の作成)

第55条の3 (略)

- (略)
- 3 条例第60条の2第2項に規定する計画は、周3 条例第60条の2第2項に規定する計画は、周知計 画書(第26号様式の3)により作成するものとする。
  - 4 条例第60条の2第3項の規定による報告は、周知 計画完了報告書(第26号様式の4)により行うもの とする。

(土壌汚染による地下水への影響の調査)

第55条の4 (略)

影響調査結果報告書(第26号様式の5)により行う ものとする。この場合において、当該報告が条例第 59条第3項本文又は条例第60条第2項の規定による 調査に伴って行われた地下水への影響の調査の結果 に係るものにあっては、特定有害物質使用事業所(ダ イオキシン類管理対象事業所) 廃止報告書又は土壌 調査報告書に当該地下水への影響の調査の結果を添 付して行うことができる。

別表第12の2(第48条の4関係)

十壌の汚染状態の基準

土壌の汚染状態の基準は、次に定めるとおりとする。

1 土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物 1 土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の 量に関する基準

特定有害物質の種類	基準値
(略)	(略)
1,2一ジクロロエチ レン <u>(シス体に限る。)</u>	(略)
(略)	(略)

備考 (略)

2 • 3 (略)

第18号様式の3 (第40条の4関係) (付表1) (表) (略)

		新				[E		
(裏	₹)			(裏)				
	名 称	排出を開始した年	排出施設の名称			名 称	排出を開始した年	排出施設の名称
排水	□ 亜鉛及びその化合物 □ 鉄及びその化合物(溶解性のものに限る。)				排水	□ 亜鉛及びその化合物 □ 鉄及びその化合物(溶解性のものに限る。)		
排水指定物質	□				水指定物質	□ マンガン及びその化合物 (溶解性のものに限る。)		
質	□ ニッケル及びその化合物				質	□ ニッケル及びその化合物		
	名称	使 用 期 間	現況における使用の有無			名 称	使 用 期 間	現況における使用の有
	□ カドミウム及びその化合物	年~ 年	□有□無			□ カドミウム及びその化合物	年~ 年	□有□無
	□ シアン化合物	年~ 年	□有□無			□ シアン化合物	年~ 年	□有□無
	□ 有機燐化合物	年~ 年	□有□無			□ 有機燐化合物	年~ 年	□有□無
	□ 鉛及びその化合物	年~ 年	□有□無			□ 鉛及びその化合物	年~ 年	□有□無
	□ 六価クロム化合物	年~ 年	□有□無			□ 六価クロム化合物	年~ 年	□有□無
	□ 砒素及びその化合物	年~ 年	□有□無			□ 砒素及びその化合物	年~ 年	□有□無
	□ 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	年~ 年	□有□無			□ 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	年~ 年	□有□無
	□ ポリ塩化ビフェニル	年~ 年	□有□無			□ ポリ塩化ビフェニル	年~ 年	□有□無
	□ トリクロロエチレン	年~ 年	□有□無			□ トリクロロエチレン	年~ 年	□有□無
	□ テトラクロロエチレン	年~ 年	□有□無			□ テトラクロロエチレン	年~ 年	口 有 □ 無
特	□ ジクロロメタン	年~ 年	口有口無		特	□ ジクロロメタン	年~ 年	口有口無
定右	□ 四塩化炭素 □ 1,2-ジクppxタン	年~ 年 年~ 年	□ 有 □ 無		定有	□ 四塩化炭素 □ 1,2-ジクppエタン	年~ 年 年~ 年	口有口無
害物	1, 2-9 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	年~ 年	口有口無		定有害物	1,2-7 / pprf/V	年~ 年	□有□無
質	1,1 / / / / / / / / / / / / / / / / / /	年~ 年	□有□無		何質	<ul><li>□ 1,2-ジクロロエチレン (シス体に限る。)</li></ul>	年~ 年	□有□無
	☐ 1, 1, 1-\\\/ppz\/y	年~ 年	□有□無			□ 1, 1, 1-トリクロロエタン	年~ 年	□有□無
	□ 1,1,2-トリクロロエタン	年~ 年	□有□無			□ 1, 1, 2-トリクロロエタン	年~ 年	□有□無
	□ 1,3-ジク¤¤プ¤ペン	年~ 年	□有□無			□ 1,3-ジクロロプロペン	年~ 年	□有□無
	□ チウラム	年~ 年	□有□無			□ チウラム	年~ 年	□有□無
	シマジン	年~ 年	口有口無			シマジン	年~ 年	口 有 口 無
	□ チオベンカルブ □ ************************************	年~ 年	口有口無			□ チオベンカルブ	年~ 年	口有口無
	□ ベンゼン □ セレン及びその化合物	年~ 年 年~ 年	□ 有 □ 無			<ul><li>□ ベンゼン</li><li>□ セレン及びその化合物</li></ul>	年~ 年 年~ 年	口有口無
	□ ほう素及びその化合物	年~ 年	口有口無			□ ほう素及びその化合物	年~ 年	□有□無
	□ ふっ素及びその化合物	年~ 年	□有□無			□ ふっ素及びその化合物	年~ 年	□有□無
	□ クロロエチレン	年~ 年	□有□無			□ クロロエチレン	年~ 年	□有□無
	□ ベンゼン	年~ 年	□有□無			□ ベンゼン	年~ 年	□有□無
炭化	□ トルエン	年~ 年	□有□無		炭化	□ トルエン	年~ 年	□有□無
水主	□ キシレン □ トシレン	年~ 年	口有口無		炭化水素系特	□ キシレン	年~ 年	口有口無
系系	□ トリクロロエチレン □ テトラクロロエチレン	年~ 年 年~ 年	□ 有 □ 無		ボ系は	□ トリクロロエチレン □ テトラクロロエチレン	年~ 年 年~ 年	口有口無
特定物	□ ゾクロロメタン	年~ 年	□ 有 □ 無		符定:	□ ジクロロメタン	年~ 年	□有□無
物質	□ ホルムアルデヒド	年~ 年	口有口無		定物質	□ ホルムアルデヒド	年~ 年	□有□無
	□ フェノール	年~ 年	□有□無			□ フェノール	年~ 年	□有□無
格 (略 §28	備考 (略) 7号様式 (第55条の 2 A 4 縦長型) B) 8号様式 (第55条の 3 A 4 縦長型)			美 第26号 規格 A (略) 美 第26号	<b>人</b> 4	き (略) <u>様式の2</u> (第55条の2 ! 縦長型) <u>様式の3</u> (第55条の: ! 縦長型)		
l格 (略	9 <u>号様式</u> (第55条の: 3A4縦長型) 3)			規格 A (略)	<b>\</b> 4	<u>様式の4</u> (第55条の; l 縦長型)		
	0号様式(第55条の 4 § A 4 縦長型) §)	4 関係)(用	社 日本工美	規格 A (略)	<b>\</b> 4	<u>様式の 5</u> (第55条の 4 Ⅰ 縦長型) <u>様式から第30号様式</u> 3		紙 日本工

	新									旧					
第46号様式(第		(表)	(用紙	日本工	第46号様			条	関係)	(表	<del>(</del> ) (	用組	ŧ I	日本	工業
業規格A4縦	<b></b>				格A4縦	長	型)								
	周辺環境配慮	計画書						Ji	周 辺 環	境配慮	計画	書			
			年月	目									年	月	B
神奈川県知事殿						神	奈川県知事殿								
	郵便番号 住 所 氏 名 (法人にあっ 及び代表者			•					郵便番号 住 所 氏 名	(法人にあ 及び代表					•
	代理人の職・氏名								代理人の耶	・氏名					0
神奈川県生活環境の保全	全等に関する条例第99条	第2項の規定	全により次の と	とおり提出し			川県生活環境の	保全	等に関する	5条例第99	条第2耳	頁の規定	こより次	のとお	り提出し
事名称					_	す。 事	名	称							
業がた地						業	所 在	地							
所業種						所	業	種							
名位置						左	<u></u> 位	置							
新 周 辺 の 状 況						称	周辺の状	_							
事業の内容	□ 別表第1の51の5 物を焼却する作業を □ 別表第1の61の可 の燃焼により発生す 定常的に行う事業 □ 施設において先端 合成等又は生物の遺 う事業	定常的に行う。 原に掲げるボッ る熱を原動力 技術を用いて	事業 イラーにおいっ とする発電を行 化学物質の反	で再生資源 行う作業を 応、分解、		,	業の内	容	物を焼去 別表す の燃焼に 定常的に 血施設に	第1の51の でする作業を 第1の61の により発生で に行う事業 において先 には生物の	を定常的 項に掲り する熱を 端技術を	に行う事 ずるボイ 原動力と :用いて(	業 ラーにお する発電 ご学物質の	いて再: 記を行う D反応、	生資源 作業を 分解、
事業の実施 (予定) 期間	年 月から □ 未定	年	月まで (ロ ヨ	予定)		事業	の実施 (予定) 昇	期間	<u>平成</u>	₣ 月か	ら <u>平成</u>	年	月まて	· (□ -	予定)
工事着手 (予定) 年月日	年 月	目 (□	予定)			工事	着手(予定)年)	月日	平成	年	月	日 (口	予定)		
環境情報を提供する近隣 住 民 等 の 範 囲							情報を提供する; 民 等 の 範								
(裏) (略)					(裏)	(	(略)								